

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【公開番号】特開2018-87246(P2018-87246A)

【公開日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2018-35032(P2018-35032)

【国際特許分類】

A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/381	(2006.01)
A 6 1 K	31/7004	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 6 1 K	31/121	(2006.01)
A 6 1 K	31/047	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	36/31	(2006.01)
A 6 1 K	36/752	(2006.01)
A 6 1 K	36/87	(2006.01)
A 6 1 K	36/63	(2006.01)
A 6 1 K	36/185	(2006.01)
A 6 1 K	36/79	(2006.01)
A 6 1 K	36/258	(2006.01)
A 6 1 K	36/53	(2006.01)
A 6 1 K	36/736	(2006.01)
A 6 1 K	36/07	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 P	39/06	(2006.01)
A 6 1 P	39/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	48/00
A 2 3 L	33/105
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/381
A 6 1 K	31/7004
A 6 1 K	31/122

A 6 1 K	31/121
A 6 1 K	31/047
A 6 1 K	31/05
A 6 1 K	36/31
A 6 1 K	36/752
A 6 1 K	36/87
A 6 1 K	36/63
A 6 1 K	36/185
A 6 1 K	36/79
A 6 1 K	36/258
A 6 1 K	36/53
A 6 1 K	36/736
A 6 1 K	36/07
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	47/12
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/24
A 6 1 P	39/06
A 6 1 P	39/02
A 6 1 P	43/00 1 2 1
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	43/00 1 0 5
C 1 2 N	15/00 A

【手続補正書】**【提出日】**平成30年4月26日(2018.4.26)**【手続補正1】****【補正対象書類名】**特許請求の範囲**【補正対象項目名】**全文**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

複数の作用因子を含む経口製剤であって、該複数の作用因子は、プロッコリー種子抽出物、レッドオレンジ抽出物およびブドウ種子抽出物を含み、被験体により該経口製剤が摂取されると、該複数の作用因子のうちの少なくとも1つが、Nr f 2関連遺伝子の発現をモジュレートし、該Nr f 2関連遺伝子は、内在性の抗酸化物質をコードする少なくとも1つの遺伝子、および細胞性解毒物質をコードする少なくとも1つの遺伝子を含み、該複数の作用因子のうちの少なくとも1つは炎症を弱める、経口製剤。

【請求項2】

前記Nr f 2関連遺伝子が、NFE2L2、GCLM、GCLC、GSR、GSTA1、GPX1、GPX4、HMOX1、N001、SRXN1、SOSTM1、S001、UGT1A6、NOS2、NOS3およびPTGS2からなる群から選択される、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項3】

前記複数の作用因子のうちの少なくとも1つが、前記Nrf2関連遺伝子のうちの少なくとも1つの発現における年齢関連の変化を実質的に逆転させる、請求項2に記載の経口製剤。

【請求項4】

前記複数の作用因子が一緒になって少なくとも5つのNrf2関連遺伝子の発現をモジュレートする、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項5】

前記複数の作用因子のうちの少なくとも1つが、内在性の抗酸化物質をコードする遺伝子もしくは細胞性解毒物質をコードする遺伝子を上方制御するか、または、被験体の組織における自己貪食を刺激する、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項6】

前記複数の作用因子は、リポ酸、ブドウ全体の抽出物、オリーブ葉抽出物、オリーブ果実抽出物、コエンザイムQ₁₀、ザクロ抽出物、クルクミン、EGCG、ルテイン、リコペン、ゼアキサンチン、レスベラトロール、五味子抽出物、酸果桜桃、チョウセンニンジン、ローズマリー抽出物およびCordyceps sinensisのうちの少なくとも1つをさらに含む、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項7】

20重量%から30重量%までのプロッコリー種子抽出物、25重量%から35重量%までのレッドオレンジ抽出物、および45重量%から55重量%までのブドウ種子抽出物を含む、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項8】

カプセル剤、錠剤、散剤、飲料、ウェハー、菓子類、チュアブル剤、ゲル剤、ペースト剤、エリキシル剤、シロップ剤、ドロップ剤およびロゼンジ剤からなる群から選択される剤形で存在する、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項9】

微結晶性セルロース、二酸化ケイ素、ステアリン酸、食品グレードのガム、レシチンおよび固結防止剤からなる群から選択される少なくとも1つの賦形剤をさらに含む、請求項1に記載の経口製剤。

【請求項10】

治療に使用するための、請求項1～9のいずれか一項に記載の経口製剤。

【請求項11】

被験体の細胞における治療的解毒の促進に使用するための、請求項1～10のいずれか一項の経口製剤。

【請求項12】

被験体の細胞における解毒のための、請求項1～9のいずれか一項に記載の経口製剤の使用。

【請求項13】

前記複数の作用因子が一緒になって少なくとも5つのNrf2関連遺伝子の発現をモジュレートする、請求項10または11に記載の使用のための経口製剤。

【請求項14】

前記複数の作用因子のうちの少なくとも1つが、前記被験体の組織における自己貪食を刺激する、請求項10または11に記載の使用のための経口製剤。

【請求項15】

投与によって、

125mgのレッドオレンジ抽出物、210mgのブドウ種子抽出物および115mgのプロッコリー種子抽出物の日投薬量；または

0.15mgから18mgのレッドオレンジ抽出物、0.3mgから30mgのブドウ種子抽出物、および0.15mgから16.5mgのプロッコリー種子抽出物の体重1kgあたりの投薬量

が前記被験体に提供される、請求項 10 または 11 に記載の使用のための経口製剤。

【請求項 16】

被験体における健康を促進する方法において使用するための、代謝性能を強化する複数の作用因子を含む性能強化製剤、および、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の解毒製剤であつて、該方法は、

該被験体に性能強化製剤および解毒製剤を投与すること
を含み、該解毒製剤が、該被験体への該性能強化製剤の投与から 24 時間以内に該被験体に投与される、製剤。